

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月24日
【会社名】	大豊建設株式会社
【英訳名】	DAIHO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大隅 健一
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目24番4号
【電話番号】	03(3297)7002
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 梅原 良典
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目24番4号
【電話番号】	03(3297)7002
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 梅原 良典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 40,375,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大豊建設株式会社東関東支店 (千葉県千葉市中央区本千葉町10番5号) 大豊建設株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区角割町五丁目7番地の2) 大豊建設株式会社大阪支店 (大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2022年3月24日付で提出した有価証券届出書について、2022年5月24日開催の臨時株主総会において第三者割当についての議案の承認が得られたこと、臨時報告書を2022年5月24日付で提出したこと、及び2022年5月13日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の添付書類の記載内容に誤記がありましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、2022年5月13日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の添付書類を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c. 割当予定先の選定理由

15. 取締役会決議

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付資料の差替え)

2022年3月期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の連結及び個別業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	8,500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 本有価証券届出書の対象とした当社普通株式(新規発行株式)に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2022年5月24日開催予定の臨時株主総会(基準日:2022年4月12日)(以下「本臨時株主総会」といいます。)における会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第206条の2第4項及び第5項に基づく決議により、本第三者割当増資についての議案の承認が得られることを条件として、2022年3月24日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	8,500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 本有価証券届出書の対象とした当社普通株式(新規発行株式)に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2022年5月24日開催の臨時株主総会(基準日:2022年4月12日)(以下「本臨時株主総会」といいます。)における会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第206条の2第4項及び第5項に基づく決議により、本第三者割当増資についての議案の承認が得られることを条件として、2022年3月24日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本臨時株主総会において、本第三者割当増資についての議案は原案通り承認されました。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

15. 取締役会決議

(訂正前)

(前略)

また、8,850,000株の自己株式取得を行うためには分配可能額の増額が必要であることから、当社は、本臨時株主総会において、資本準備金の額の減少に関する議案を付議する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、8,850,000株の自己株式取得を行うためには分配可能額の増額が必要であることから、当社は、本臨時株主総会において、資本準備金の額の減少に関する議案を付議し、原案通り承認されました。

(後略)

6【大規模な第三者割当の必要性】

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

(前略)

なお、上記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、麻生が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当するため、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要となりますが（会社法第206条の2第4項）、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定です。

(訂正後)

(前略)

なお、上記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、麻生が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当するため、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要となりますが（会社法第206条の2第4項）、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行いました。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

3【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年3月24日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年7月1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年3月24日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年3月16日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年5月24日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年7月1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年5月24日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年3月16日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年5月24日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年5月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年3月24日）までの間において、ロシア連邦によるウクライナ共和国侵攻など今般の社会情勢を踏まえてもなお、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年5月24日）までの間において、ロシア連邦によるウクライナ共和国侵攻など今般の社会情勢を踏まえてもなお、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（添付資料）

2022年3月期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の連結及び個別業績は、差し替え後の添付資料をご参照ください。